社会福祉法人　愛 寿 会 定 款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人短期入所事業の経営

（八）認知症対応型老人共同生活支援事業の経営

（二）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人愛寿会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の主たる事務所を山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間 1293 番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員１２名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の半数以上が出席し、かつ、外部委員の半数以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任ざれた者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員の報酬については、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

２　前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度３月及び６月に開催するほか、必要がある場に開催する。

（招　集）
第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）
第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。
理事又は監事の候補者合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第 15 条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　１０名

（２）監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。

（役員の選任）

第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により　退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

４　理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の解任）

第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 21 条　役員の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会　長）

第 22 条　この法人に、会長を置くことができる。

２　会長は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

３　会長は、この法人の業務を総攬する。

４　会長の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（顧　問）

第 23 条　この法人に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の業務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。

４　顧問の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（職　員）

第 24 条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　　理事会

（構　成）

第 25 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 26 条　理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第 27 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第 28 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第 30 条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）土　地

山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間 1293 番地所在の

特別養護老人ホーム仁生園敷地14筆　(18,881.34㎡)

①	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1293番地	宅　地	1,864.02㎡
②	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1294番地２	宅　地	1,928.10㎡
③	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1294番地１	宅　地	962.23㎡
④	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1295番地	宅　地	1,989.86㎡
⑤	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1296番地	宅　地	6,807.00㎡
⑥	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1289番地３	雑種地	3,408.00㎡
⑦	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1336番地２	雑種地	476.00㎡
⑧	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1298番地２	雑種地	122.00㎡
⑨	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1301番地２	雑種地	33.00㎡
⑩	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1302番地	雑種地	621.00㎡
⑪	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1300番地４	雑種地	242.00㎡
⑫	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1300番地５	宅　地	71.13㎡
⑬	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1301番地３	雑種地	70.00㎡
⑭	山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1340番地２	山　林	287.00㎡

（２）建　物

イ　山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1296番地、1294番地２所在の
鉄筋コンクリート造　スレート葺　平屋建て
特別養護老人ホーム仁生園園舎一棟（2115.30㎡）

ロ　山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1295番地、1293番地、1294番地1、1294番地2、1296番地、1298番地２所在の
鉄筋コンクリート造　亜鉛メッキ銅板葺４階建
特別養護老人ホーム仁生園園舎一棟（6529.60㎡）

ハ　山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1293番地所在の
コンクリートブロック造　瓦葺　平屋建て　礼拝堂一棟（51.57㎡）

ニ　山梨県北杜市長坂町小荒間字菅間1293番地所在の
軽量鉄骨造スレート葺平屋建て車庫・倉庫一棟（104.34㎡）

ホ　山梨県北杜市長坂町小荒間字桜畑27番地4、27番地5、27番地178所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建て
障害者支援施設第二仁生園園舎一棟（1816.18㎡）
同所所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て　附属建物作業所一棟（121.00㎡）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４０条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

（基本財産の処分）

第 32 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北杜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北杜市長の承認は必要としない。

1　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第 34 条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 37 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 38 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 39 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種　　別）

第 40 条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業の経営

（２）介護予防支援事業の経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第 41 条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉施行令（昭和 33 年政令第:185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第８章　解散及び合併

（解　散）

第 42 条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 43 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合　併）

第 44 条　合併しようとするときは、評議員総数の３分の２以上の同意を得て、北杜市長の認可を受けなければならない。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第 45 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北杜市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北杜市長に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 46 条　この法人の公告は、社会福祉法人愛寿会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第 47 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理事長	平　井　一　満
理　事	平　井　一　雄
	桑　原　繁　弘
	渡　辺　貞　治

	山　本　正　之
	堀　内　信　賢
監　事	早　川　重　成
	奥　村　正　三

附　則

この定款は、昭和５１年　３月１３日から施行する。

附　則

この定款は、昭和５６年１０月１６日から施行する。

附　則

この定款は、昭和６１年　９月　９日から施行する。

附　則

この定款は、昭和６２年　６月１６日から施行する。

附　則

この定款は、平成　元年　７月２１日から施行する。

附　則

この定款は、平成　２年　３月１７日から施行する。

附　則

この定款は、平成　３年　３月　９日から施行する。

附　則

この定款は、平成　８年　５月　８日から施行する。

附　則

この定款は、平成　８年　７月２５日かち施行する。

附　則

この定款は、平成１０年　１月２１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１０年　３月　９日から施行する。

附　則

この定款は、平成１０年１２月２１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１１年１０月２９日から施行する。

附　則

この定款は、平成１２年　６月１３日から施行する。

附　則

この定款は、平成１３年　１月２２日から施行する。

附　則

この定款は、平成１３年　６月１１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１３年１１月１２日から施行する。

附　則

この定款は、平成１４年　８月　８日から施行する。

附　則

この定款は、平成１５年　７月１４日から施行する。

附　則

この定款は、平成１６年　８月１０日から施行する。

附　則

この定款は、平成１７年　２月　１日かち施行する。

附　則

この定款は、平成１８年　５月２５日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　５月　１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　７月２６日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　９月１９日から施行する。

附　則

この定款は、平成２１年１２月　９日から施行する。

附　則

この定款は、平成２３年５月２６日から施行し、同年３月３１日から適用する。

附　則

この定款は、平成２５年１０月１７日から施行する。

附　則

この定款は、平成２９年　１月１１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この定款は、令和　７年　７月１０日から施行する。